

船の長さを表す記号 L に関する事項

改正規則

鋼船規則 CSR-B 編及び CSR-T 編

改正事項

船の長さを表す記号 L に関する事項

改正理由

鋼船規則 A 編, CSR-B 編及び CSR-T 編では船の長さを表す記号として, 同一の記号 L が用いられているが, それぞれの編において記号 L に対応する定義が若干異なっていた。

各編における船の長さを表す記号を明確にすべく, CSR-B 編及び CSR-T 編にて用いられている船の長さを表す記号 L を改めた。併せて, その他の船の長さに関する誤記を修正した。

改正内容

- (1) CSR-B 編にて用いられている船の長さを表す記号 L を L_{CSR-B} に改めた。
- (2) CSR-T 編にて用いられている船の長さを表す記号 L を L_{CSR-T} に改めた。
- (3) 満載喫水線条約に対応する船の長さの記号における誤記を修正した。